

公示番号：160630

国名：マラウイ

担当部署：農村開発部農業・農村開発第2グループ第四チーム

案件名：中規模灌漑開発維持管理能力強化プロジェクト(参加型施設管理)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：参加型施設管理
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2016年11月上旬から2017年1月上旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.40M/M、現地 1.50M/M、合計 1.90M/M
- (3) 業務日数：国内準備3日、現地業務45日、国内整理5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：9月21日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は郵送
(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル)
(いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報
>調達ガイドライン、様式>業務実施契約(単独型)(2014年4月以降契約)>
業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出について)
(http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/20150618.html) を
ご覧ください。

なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いた
いても受領致しかねます。ご注意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、各プロポーザル提出
者の契約交渉順位を決定し、2016年10月4日(火)までに個別に通知
します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
 - (2) 業務従事者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 16点
- (計100点)

類似業務	灌漑開発事業に係る各種業務
対象国/類似地域	マラウイ/全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

(1) 基本的背景

農業はマラウイの国内総生産(GDP)の約39%、外貨収入の80%以上を占める基幹産業であり、総労働人口の約80%は農業セクターに従事している。しかしながら、農地における耕作に関する課題、農業投入財の入手・使用に関する課題、行政サービスの提供に関する課題などを抱えており、これらの課題を解決して農業生産量の安定と生産性向上を図ることが求められている。

このような状況下、マラウイ政府は国家中期開発戦略である「成長と開発戦略Ⅱ(The Malawi Growth and Development Strategy II 2011-2016: MGDS II)」において、灌漑及び水開発を優先開発分野の一つに据え、天水農業への依存軽減と小中規模灌漑施設の普及による食料と換金作物の生産量向上等の実現に努めてきた。

JICAは、マラウイ政府の要請に基づき、2015年3月～2020年3月までの予定で「中規模灌漑開発維持管理能力強化プロジェクト」(以下「MIDP2」)の支援を開始した。本プロジェクトは、マラウイ南部地域を対象とした「中規模灌漑開発プロジェクト(MIDP)」の後継案件で、中規模灌漑事業開発に係る灌漑技術者の育成体制の整備を図り、中規模灌漑事業の国家レベルでの促進に寄与することを目的としている。本プロジェクトの特徴は、民間コンサルタント、建設業者等の外部リソースを利用せず、「政府職員による設計・施工管理」、「農家の参加による施工・運営管理」、「政府の灌漑技術者と農業普及員の協働体制の構築」をコンセプトとする灌漑施設の整備、改修を行う点にある。これにより、受益者(政府職員と農家)の主体性を高め、天水農業に頼らない、より持続的な生計を得ることが期待される。

MIDP2 プロジェクト対象地域のマラウイ中北部においては、大規模な河川が存在せず、雨季を中心に小河川を利用する中小規模の灌漑施設の整備が進められつつある一方、整備後の施設管理、水管理に関しては、地形条件に恵まれていないこと、運営農家の組織体制・機能が不十分であること等から、多くの灌漑施設が、整備後短期間に機能停止している状況が見受けられる。これらの課題に対応するため、本業務では、灌漑施設管理・水管理計画策定と受益者への普及に携わる専門家を派遣し、マラウイ国内の灌漑開発事業の推進を図る。

(2) プロジェクトの概要

- 協力期間：2015年3月～2020年3月
- カウンターパート(C/P)機関：
農業灌漑水開発省(MoAIWD)灌漑局、カスング灌漑サービス区事務所(ISD)、ムズズ灌漑サービス区事務所、ドーワ県灌漑事務所、南ムジンバ県灌漑事務所
- 対象地域(モデル地区)：
マラウイ中部：カスングISD内ドーワ県チャンポレ地区、タウィ地区
マラウイ北部：ムズズISD内南ムジンバ県ゾンベ地区、カトペ地区。
- モデル地区は、主食のメイズを中心にタバコ、野菜、豆類が一部作付けされている高原、中山間地域に位置する畑作地域に位置し、雨季を中心に小河川を利用する既存の灌漑施設(土水路)は存在するものの、機能性、安定性に乏しい灌漑地域である。詳細については、配布資料を参照すること。
- プロジェクトオフィス：カスング農政局(ADD)
上記ドーワ県及びムジンバ県とカスングADDの地理関係については、10.(3)参考資料のMIDP2パンフレットにて参照可能。

7. 業務の内容

本業務従事者は、上記6(2)プロジェクトの概要のモデルサイト(4地区)において、本案件で実施する灌漑施設の整備、改修に伴う、新たな水管理・施設管理計画を策定し、農家、管理組織に対する実施指導を通じて、C/Pへの計画内容の定着を図るものである。具体的な業務内容は以下の通り。

なお、本案件は、モデルサイトにおいて改善される水管理、施設管理の継続性、定着性の確保及びその検証、普及を目的として、3カ年の継続実施(単年度毎)を予定している。後年度に

は、継続的なモニタリング、フォローアップを実施するとともに、最終年度には、マラウイ国中北部の大部分を占める小中規模灌漑地区における水管理、施設管理上の課題と改善手法に関するマニュアルの策定を予定している。本案件では、これら後年度業務への継続性を念頭に、今年度(初年度)の本業務を計画、実施することが期待される。業務完了報告書(和文)には、次年度以降の参加型施設管理へ活かされるよう本件で抽出されたナレッジ・教訓・改善策等を盛り込むことが求められる。

(1) 国内準備期間(2016年11月上旬)

- ① MIDP2 及び前歴プロジェクトである中規模灌漑開発プロジェクト(MIDP)に関する、公開中の報告書及び配布資料の内容を把握する。
- ② プロジェクトの業務計画書に即した詳細実施計画書(案)を作成する。

(2) 現地業務期間(2016年11月上旬～2016年12月中旬)

- ① MIDP2 長期専門家と詳細実施計画(案)に関して打合せを行い、調査計画、調査様式等の業務内容、スケジュールを確定させる。
- ② モデル地区において、農家、灌漑施設・水管理組織からの聞き取り等に基づき、現地の実態調査を行う。各地区の水・施設管理状況、管理体制等の現状に関し課題の特定と取りまとめを行う。
- ③ 2016 年度において、灌漑施設の整備、改修工事を予定しているドーワ県チャンボレ地区において、改修工事に伴う水管理・施設管理改善計画書(英文)を作成する。
- ④ C/P とともに約 100 戸の農家、灌漑施設・水管理組織に対しワークショップ(一回)を開催し、水管理・施設管理改善計画を周知する。
- ⑤ 改善計画を実施するため、チャンボレ地区において取水堰、分水路等の操作、実施と維持管理方法等を確認し、農家、灌漑施設・水管理組織へ実地指導する。
- ⑥ MIDP2 が実施する C/P への研修に参加し、水管理・施設管理等に関する研修を実施する。
- ⑦ 現地業務終了時に、JICA マラウイ事務所等に対し①～⑥に関する概要の報告を行う。

(3) 帰国後整理期間(2016年12月下旬)

- ① 業務完了報告書(和文)を作成し、JICA 農村開発部に報告する。

8. 成果品等

本契約における成果品は、専門家業務完了報告書(和文・3部)とする。水管理・施設管理改善計画書は参考資料として添付し提出することとする。体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照すること。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び現地業務期間中の日当・宿泊料等は契約に含むので、見積書に計上すること。航空経路は、日本⇄ヨハネスブルグ⇄リロンゲを標準とする。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地作業期間は11月5日(土)～12月19日(月)を想定している。2、3日の後ろ倒しは可。マラウイ入国には査証が必要なため、在京大使館にて取得すること。フィールドへ出る専門家との打合せの都合上、現地業務開始は月曜日が望ましい。

② 業務実施体制

長期専門家3名（チーフアドバイザー、灌漑施設／水管理、業務調整／研修管理）。
本業務は灌漑施設／水管理専門家と調整のもと、各業務遂行にあたる。

- ③ 便宜供与内容
 - ア) 空港送迎
便宜供与あり。
 - イ) 宿舎手配
便宜供与あり。
 - ウ) 移動車両
MIDP2 プロジェクト用車両を提供する。
 - エ) 通訳備上
なし。
 - オ) 現地日程のアレンジ
着任後、長期専門家（灌漑施設／水管理）との情報交換・調整により実施する。
 - カ) 執務スペースの提供
プロジェクトオフィス（カスング ADD）内に執務スペース（机、印刷可）を提供する。
（インターネット環境は MIDP2 で整備する。）
 - キ) 本業務の実施に必要な消耗品はプロジェクトにおいて提供可能。

(2) 参考資料

本業務に関する以下の資料を当機構農村開発部農業・農村開発第二グループ第四チーム（TEL:03-5226-3161）にて配布します。

- ① 中規模灌漑開発維持管理能力強化プロジェクト（MIDP2）詳細計画調査報告書（2014年12月）
- ② MIDP2 RD: Record of Discussion on Project for Enhancing Capacity for Medium Scale Irrigation Scheme Development, Operation and Maintenance（2015年1月12日）
- ③ MIDP2 パンフレット（2016年3月、英文）

(3) その他

- ① 本業務従事者は、中小規模の灌漑開発事業に係る水管理、施設管理の経験を有する技術者が望ましい。特に、畑地灌漑の経験が望ましい。
- ② 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度であり、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とします。
- ③ 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA マラウイ事務所等において十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特にフィールドにて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。
- ④ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談すること。